

**第2部 第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)**

第1章 計画の概要

第1節 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成25年4月、障害者自立支援法に代わる新たな法律として、「障害者総合支援法」が施行されました。同法では、施行後3年をめどとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果等に基づき、平成28年5月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

平成30年4月施行の同改正法では、障がい者の地域生活を支援するためのサービスとして、「自立生活援助」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

平成18年に施行された「障害者自立支援法」（平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正）により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定を義務づけられ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量及びその見込み量確保のための方策を定めることとされました。

本市においても、第1期障がい福祉計画の策定以降、3年を一期として第4期まで障がい福祉計画の改定を重ね、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第5期障がい福祉計画では、第4期障がい福祉計画において設定した数値目標等に関する評価のほか、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成32年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、各年度における障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策等について定めるものです。

また、児童福祉法の改正に合わせ、国の基本指針において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、障害児通所支援など、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、新たに平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第1期障がい児福祉計画」を第5期障がい福祉計画と一体的に策定しました。

第3節 障害福祉サービス等の体系

障がい者等を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下の通りです。



★は平成30年4月から新たに開始されるサービス

第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

第1節 障害福祉サービス・障害児通所支援等の成果目標

国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行^{※16}や就労支援とともに、障害児支援体制の強化を図る観点から、平成32年度を目標年度として以下のような「成果目標（数値目標）」を設定することが適当であるとしています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の考え方】

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする。

【市の考え方と目標】

◇平成28年度末時点の施設入所者数は65人です。平成32年度末までの数値目標については、平成28年度末の施設入所者数65人から6人(9.2%)が地域生活へ移行することをめざします。

◇また、国の基本指針では、平成28年度末時点の入所者数から2%以上(1.3人≒2人)削減することとされていますが、本市には入所待機者が16名いることから、当面の間は現状維持とします。

◇目標値

平成28年度末の施設入所者数（基準値）	65人
平成32年度末までの地域移行者数（目標値）	6人(9.2%)
平成32年度末の施設入所者数（目標値）	65人

※16 地域生活への移行：障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院しているかたなどが、施設や病院を出て、一般住宅やグループホームで必要にな支援を受けながら自立した地域生活を送ること。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{※17}の構築

【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【市の考え方と目標】

- ◇国・県や他市町村の動向をふまえて、協議の場のあり方を検討し、平成32年度末までに市単独または複数市町村による共同設置をめざします。

3 地域生活支援拠点等^{※18}の整備

【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇本市、または常陸太田・ひたちなか福祉圏（那珂市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、東海村）内に、平成32年度末までに1か所整備します。

※17 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制のこと。

※18 地域生活支援拠点：地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保など、今後障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）のことをいう。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針の考え方】

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度実績から 2 割以上増加することをめざす。
- ・就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることをめざす。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすることを基本とする。
- ・物品調達方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。

【市の考え方と目標】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

◇平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、12 人以上となることをめざします。

◇目標値

平成 28 年度の一般就労移行者数（実績値）	8 人
平成 32 年度中の一般就労移行者数（目標値）	12 人（1.5 倍）

(2) 就労移行支援の利用者数に関する目標

◇平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数が、56 名以上となることをめざします。

◇目標値

平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数（実績値）	46 人
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数（目標値）	56 人（1.22 倍）

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

◇就労移行率が 3 割（30%）以上の市内の就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割（50%）以上となることをめざします。

◇目標値

平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合（目標値）	50%以上（5 所 / 10 所）
--	-------------------

(4) 就労定着支援による職場定着率に関する目標

◇市内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率が、80%以上となることをめざします。

(5) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

◇調達額が、前年度実績額以上となることをめざします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

※上記の4つの目標について、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【市の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

◇平成32年度末までに、本市または圏域での設置をめざします。

◇目標値

平成32年度末時点での児童発達支援センターの設置数	1か所
---------------------------	-----

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

◇平成32年度末までに、本市または圏域で利用できる体制を整備をめざします。

◇目標値

平成32年度末時点での保育所等訪問支援が利用できる体制の整備	1か所
--------------------------------	-----

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

◇平成32年度末までに、本市または圏域で利用できる事業所を確保することをめざします。

◇目標値

平成32年度末時点での重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1か所
--	------

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

◇平成30年度末までに、本市または圏域での設置をめざします。

◇目標値

平成30年度末時点での関係機関の協議の場の設置数	1か所
--------------------------	-----

第3章 各サービスの見込量

第1節 障害福祉サービスに関する見込量

目標年度である平成32年度までの各年度の障害福祉サービス量を以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障害福祉サービスの支給決定者数や現に利用している人の数、一人当たりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

1 訪問系サービス

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護	人	54	53	58	55	58	61	64
	時間	1,119	990	1,027	1,037	1,056	1,110	1,165
重度訪問介護	人	3	3	3	3	3	3	3
	時間	1,597	1,571	1,503	1,472	1,536	1,536	1,536
同行援護	人	4	4	4	5	5	5	5
	時間	55	33	48	48	51	51	51
行動援護	人	0	0	1	1	1	1	2
	時間	0	0	6	35	35	35	70
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	0	420	420	420

② 位：「人」は月間の実利用者数、「時間」は月間延べ量

②平成26～28年度は3月、平成29年度は9月の実績。平成30年度以降は、月間の見込量（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援」については、障がい者数の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も年々増加するものと見込みます。

【見込量確保のための方策】

「居宅介護・重度訪問介護」は、9事業所（平成29年10月末現在の市内の事業所数。以下同じ）がサービスを提供しています。引き続き必要なサービス量が確保できるよう事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用を進めます。視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」については、2事業所がサービスを提供していますが、提供体制を確保するため既存の事業所に対して制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ支援等の働きかけを行います。「行動援護」は、利用者が知的・精神の障がいにより、行動上著しい困難を有するかたに限られ、そのかたの外出を支援するサービスです。3事業所がサービスを提供していますが、利用者が少ない状態が続いていることから、サービス内容の周知に努めていきます。

2 日中活動系サービス

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人	97	101	110	114	116	118	120
	人日	1,983	2,056	2,272	2,206	2,436	2,478	2,520
自立訓練 (機能訓練)	人	1	3	1	2	2	2	2
	人日	6	66	21	33	43	43	43
自立訓練 (生活訓練)	人	4	6	8	9	10	11	12
	人日	78	98	129	116	169	186	203
就労移行支援	人	36	36	45	36	39	41	44
	人日	585	611	698	549	639	681	722
就労継続支援 (A型)	人	3	5	14	15	17	19	21
	人日	64	104	259	275	352	393	435
就労継続支援 (B型)	人	82	87	86	93	96	99	102
	人日	1,613	1,752	1,671	1,722	1,939	2,000	2,060
☆就労定着支援	人	※平成30年度から新設				10	15	20
療養介護	人	5	5	6	6	7	7	8
	人日	146	150	178	177	209	209	239
短期入所 (福祉型)	人	14	12	12	14	16	18	20
	人日	175	144	134	141	181	203	226
短期入所 (医療型)	人	0	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	0	10	10	10

単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ量

【実施に関する考え方】

「生活介護」や「自立訓練（生活訓練）」は、退院可能な精神障がい者の地域移行後の利用もあわせて見込みます。また、「就労移行支援」及び「就労継続支援B型」は、これまでも着実に利用が増えており、加えて特別支援学校高等部の卒業生の進路としての利用も見込まれます。今後は一般就労への移行が増加すると見込まれるので、それに伴い「就労定着支援」を利用する人が増えると考えられます。「療養介護」は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、微増傾向にあると見込まれます。「短期入所」は、その利便性から需要の高いサービスということを見込んで算出します。

【見込量確保のための方策】

「生活介護」は3事業所が、「自立訓練」は1事業所が実施しています。「就労移行支援」は10事業所が、「就労継続支援A型」は2事業所が、「就労継続支援B型」は12事業所が実施しており、それぞれの就労支援サービスを併設している事業所は10事業所あります。「短期入所」は6事業所が実施しています。「療養介護」は医療機関で実施されるもので、利用が見込まれる対象者に対しては、水戸市、東海村など県内の5病院においてサービスを提供します。年々増加する利用者に対応するため、総じて各事業所の定員に対する利用者の割合や、近隣の事業所の利用状況に注意を向けながら、必要なサービス量の供給確保に努めます。また、平成30年度から新設される「就労定着支援」については、事業者へ情報提供を図り、サービス提供事業者の参入を促進します。

3 居住系サービス

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
☆自立生活援助	人	※平成30年度から新設				1	2	3
グループホーム	人	53	55	65	70	72	74	76
施設入所支援	人	71	69	65	68	65	65	65

単位：「人」は月間の実利用者数

【実施に関する考え方】

福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、退院可能な精神障がい者の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として「グループホーム」の利用や一般住宅を見込みます。そのため、地域での生活を支援するサービスとして「自立生活援助」の利用者が年々増加すると考えられます。また、「施設入所」においては、最終年度の入所者数の目標（65人）を達成する過程として、年度ごとの見込み量を設定します。

【見込量確保のための方策】

「グループホーム」は13事業所が、「施設入所支援」は1事業所がそれぞれ設置されています。特にグループホームは、地域移行者の居住の場としての需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、随時、市内・外の事業者と情報の共有を図ります。また、平成30年度から新設される「自立生活援助」については、事業者へ情報提供を図り、サービス提供事業者の参入を促進します。

4 相談支援

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援（サービス等利用計画の作成）	人/年	351	380	376	391	396	401	406
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	1	1	1

単位：人/年は、年間の実利用者数

【実施に関する考え方】

「計画相談支援」は、サービスを利用するすべての人を対象に「サービス等利用計画」を作成するものとなっているため、各サービスの実利用者数をもとに見込みます。「地域移行支援」は、入所・入院している人について住居の確保の相談を行うなど、退所・退院後に地域生活に円滑に移行できるように支援するもので、地域移行の目標値をもとに利用を見込みます。また、「地域定着支援」は、障がいの特性により緊急に支援が必要な場合等に、24時間対応の相談支援体制により支援するもので、在宅の単身者の利用を見込みます。見込量については、いずれの相談支援も、実利用者数と適宜実施するモニタリングの回数を考慮して、年間の延べ利用者数を設定します。

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの支給決定に係る「サービス等利用計画」の作成が義務づけられたことにより、一層の相談支援体制の充実と強化が求められ、指定特別相談支援事業所及び相談支援専門員の確保と充実が課題となります。この事業は、市が事業所の指定を行うため、指定に当たっては「質」と「量」の両面に配慮しながら事業所を確保するとともに、基幹相談支援センターを中心として研修会等を実施し、相談支援専門員のスキルの向上と統一化を図ります。

一方、「地域移行支援」及び「地域定着支援」では、県の事業所指定による「指定一般相談支援事業所」において相談支援が提供され2事業所が実施しており、円滑な地域移行や緊急時の対応等において適切で手厚い支援体制が望めるよう事業所の確保に努めます。

第2節 地域生活支援事業に関する見込量

目標年度である平成32年度までの各年度の地域生活支援事業の量を、以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障がい者等数の推移や現に利用している人の数、一人当たりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを事業に共通する視点とします。

必須事業

1 相談支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
相談支援事業所	か所	3	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有・無	有	有	有	有	有	有	有

平成26年度から平成28年度までは、当該年度の実績。平成29年度以降は、各年度の見込量（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

市内の1事業所及び広域利用の2事業所の相談支援事業所において、一般相談、特別相談に応じるほか専門的職員を配置して、障がい者等の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。「指定一般相談支援事業所」へは、「基幹相談支援センター」として困難ケースの対応や市内相談事業所への支援など中心的な存在として地域のネットワークを構築するとともに、総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営など、地域密着型の包括的な支援を実施します。

【見込量確保のための方策】

障がい者等の地域生活の充実、社会参加に向けた総合相談支援、必要な情報の提供などの便宜供与について一層の推進を図るとともに、障がい者等の身近な窓口としての役割を広く周知するため、広報活動を推進します。

2 成年後見制度利用支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業	人 (実利用者)	0	0	0	0	1	2	2

【実施に関する考え方】

障がい者等の将来の不安要素としての「本人の高齢化や重度化」、「保護者の高齢化」、「親亡き後」を見据え、成年後見制度の利用により権利擁護が図られると考えられるかたなどに対して、県央地域定住自立圏で行う「成年後見支援事業」と連携してこの制度の利用を支援することから、利用が増加していくと見込まれます。

【見込量確保のための方策】

相談支援や障害福祉サービスの利用状況等から対象者を把握するなど、日頃からニーズの把握に努め、必要に応じて迅速に対応するとともに、市民学習会を開催するなどして制度利用に対する周知・啓発に努めます。また、県央地域定住自立圏の構成市町村や社協と連携し、相談体制の整備を図るとともに市民後見人・法人後見人育成にも取り組んでいきます。

3 意思疎通支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	人 (実利用者)	8	10	8	10	10	11	11

【実施に関する考え方】

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのある人の社会参加を支援します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、センターと連携して実施します。そのため、社会参加促進の結果として利用者の増加を見込みます。

【見込量確保のための方策】

聴覚や言語に障がいのある人が、通院や官公庁の利用など日常生活の必要な状況において円滑な意思疎通が図れるよう、制度の利用について周知を進めます。

4 日常生活用具給付事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	件	3	7	2	7	7	7	7
自立生活支援用具		7	7	4	7	7	7	7
在宅療養等支援用具		9	5	5	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具		21	11	7	12	12	12	12
排泄管理支援用具		856	946	903	927	950	974	997
住宅改修費		5	4	4	5	5	5	5

【実施に関する考え方】

日常生活の利便性向上のため機能障がいの程度や種別に合わせた用具の給付は不可欠なため、用具の種類ごとに、対象要件に照らして適切に給付を実施します。生活も多様化しているため、利用も微増していくと見込みます。

【見込量確保のための方策】

障がい者の日常生活を補い、利便性の向上を図るために、対象種目や基準額の見直しを適宜行うとともに、積極的に周知・啓発を行うことで、利用率の向上を図ります。

5 移動支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	人 (実利用者)	46	30	39	41	43	45	47
	時間 (延時間)	3,579	4,309	3,180	3,280	3,440	3,600	3,760

【実施に関する考え方】

屋外での移動が困難な障がい者等が円滑に外出することができるよう移動の際の介助を行い、社会参加や活動を促進するうえで重要な事業です。利便性の高い事業のため短時間での利用が増加傾向にあり、実利用者は今後も微増していくと見込みます。

【見込量確保のための方策】

突発的なニーズに対応できるよう臨機応変にサービスの提供を行うとともに、必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所の確保に努めます。

6 地域活動支援センター事業

区分		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援 センター	市内	か所	1	1	1	1	1	1	1
		人 (登録者)	32	32	32	32	32	32	32
	市外	か所	3	3	3	2	2	2	2
		人 (登録者)	45	53	55	54	55	56	57

【実施に関する考え方】

地域活動支援センターは、障がい者の身近な居場所として受け入れを実施し、身近な通所場所として、創作活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。市内の1センターは、身心の状態によって障害福祉サービスの利用につなげていくため短期間の利用が多く利用者は横ばいとみられ、広域利用の2センターは、精神障がいに特化していることから今後も利用が増えていくと見込まれます。

【見込量確保のための方策】

センターの機能強化として、創作活動などの余暇活動だけではなく、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、「障がい」に対する理解・啓発などの事業の実施が求められており、雇用・就労が困難な障がい者の地域生活の場となるよう、また、障害福祉サービスに移行するまでの期間や、介護者が不在になる場合などにおける一時的な利用についても、柔軟に受け入れできるように、利便性の高い魅力あるセンター支援体制を整え、支援内容の一層の充実を図ります。

任意事業

7 訪問入浴サービス事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問入浴サービス	人 (実利用者)	4	4	3	3	3	4	4
	日 (延日数)	397	384	235	262	262	349	349

【実施に関する考え方】

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。今後も同規模で推移すると見込まれます。

【見込量確保のための方策】

利用者ニーズの把握と適切な情報提供に努めるとともに、サービス提供事業所の確保、拡充に努めます。

8 巡回専門員派遣事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
巡回専門員派遣事業	巡回施設数 か所	8	15	11	12	14	11	11
	訪問回数 回	65	112	78	110	128	100	100

【実施に関する考え方】

保育所等の子どもやその親が集まる施設等に巡回等支援を実施し、機能障がい気がなる段階から支援を行うための体制の充実を図り、保育所等訪問支援との連携により、発達障がい児等の早期発見、早期対応を図ります。平成30年度までは施設の新設等により訪問回数等が増加しますが、平成31年度は公立幼稚園の統廃合により施設等が減少すると見込まれます。

【見込量確保のための方策】

巡回専門員を拡充してより頻回に訪問できる体制の整備を図り、関係機関との連携によってより早期に発見、対応できるよう、事業の充実と強化を推進します。

9 自動車運転免許取得費、改造費助成事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自動車運転免許取得費、 改造費助成	件	0	0	2	2	2	2	2

【実施に関する考え方】

身体障がい者の自動車免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。(補助限度額：それぞれ100,000円) 今後も同程度で推移すると見込みます。

【見込量確保のための方策】

実績件数は少ないものの、対象となる障がい者の就労や社会参加を推進するためにも、周知・啓発を推進し、継続して実施します。

10 日中一時支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	人 (実利用者)	118	135	138	141	144	147	150
	日 (延日数)	5,306	7,569	5,701	6,867	7,013	7,159	7,305

【実施に関する考え方】

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。サービス提供施設の増など体制が整備されてきたことで、利用も増加すると見込まれます。

【見込量確保のための方策】

将来においても利用の増加が見込まれる事業であり、障がい者等の地域における日常生活を支援するためのサービス量を提供できるよう、引き続き事業所の確保に努めます。

11 障がい者虐待防止対策支援事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい者虐待防止 研修会参加者	人	133	120	119	120	130	140	150

【実施に関する考え方】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの相談や届出を受理し、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。

【見込量確保のための方策】

障がい者への虐待は、絶対にあってはならないことであり、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進するためには、虐待防止に関する広報、啓発が必要不可欠です。よって、虐待防止に係る見込量としては、多くの方に広く周知することを重視し、研修会への参加者数を活動指標とします。

12 更生訓練費給付事業

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
更生訓練費給付事業	人	2	37	35	37	39	41	43

【実施に関する考え方】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対して更生訓練費（訓練に係る消耗品等の補助、通所のための経費の補助）を支給し、社会復帰の促進を図ります。今後も同程度で推移すると見込まれます。

【見込量確保のための方策】

対象者のニーズを正確に把握して制度利用の周知、啓発を推進し、積極的な利用を支援します。

第3節 障害児通所支援等に関する見込量

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、各市町村に新たに障害児福祉計画を定めることが義務づけられました。

本市では、これまでも児童福祉法に基づく障害児支援サービスを提供してきましたが、今後は第2章に設定した成果目標の達成をめざすとともに、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を推進し、さらなる障がい児支援体制の強化を図ります。

なお、障害児入所支援についても、実施者である茨城県と緊密な連携を図り、積極的に支援してまいります。

区分	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人	24	23	18	14	15	16	17
	人日	329	275	270	190	218	232	247
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	0	10
放課後等デイサービス	人	70	73	74	67	69	71	73
	人日	892	1,006	1,017	978	1,035	1,065	1,095
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	0	2
☆居宅訪問型児童発達支援	人	※平成30年度から新設				0	1	2
障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）	人	98	107	102	97	102	107	112
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	※平成30年度から新設				0	0	1

①単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ日数

②平成26～28年度は3月、平成29年度は9月の実績。平成30年度以降は、月間の見込量

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは配置人数

【実施に関する考え方】

障害児通所支援としては、未就学児が通所する「児童発達支援」が5事業所と、就学児が通所する「放課後等デイサービス」が7事業所あり、3事業所が両サービスを提供しており、事業所数は増加していますが、重症心身障害児に対応できる事業所が市内にはない状況です。また、重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されました。さらに、近年の医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障がい児が増加していることから、その在宅生活の支援をコーディネートする人材の育成や重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の確保も必要となっています。そのため、重症心身障害児を含め今後もサービスの利用が増えることを見込みます。

【見込量確保のための方策】

市が設置する「こども発達相談センター」での支援から、対象者の把握と適切な助言、指導のもと、事業所との連携を図りつつ通所につなげます。「障害児相談支援」は、サービスを利用するすべての障がい児を対象に「障害児支援利用計画」を作成するものです。今後も、支援を必要とする障がい児やその家族が適切なサービスを利用できるよう、計画を作成する「指定障

害児相談支援事業所」の拡充に努めます。また、新設されたサービス・事業についての周知とともに、医療的ケア児等のコーディネーター養成研修事業など、各種研修の受講支援などを実施していくとともに、重症心身障害児の施設確保については必要な支援を行っていきます。

第4章 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進行管理

計画の進行管理を図るため、「PDCAサイクル」に基づき、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見込量や数値目標等に関する実績を少なくとも1年に1回把握し、確認・評価を行います。

また、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

★成果目標

- ・第2章 第1節 障害福祉サービス・障害時通所支援等の成果目標

★活動指標

- ・第3章 第1節 障害福祉サービスに関する見込量
- 第2節 地域生活支援事業に関する見込量
- 第3節 障害児通所支援等に関する見込量

